

正誤表

各法令の改正等により下記のとおり訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
<p>p.17 枠内 「児童福祉法 第18条の5」</p>	<p>一 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として<u>厚生労働省令</u>で定めるもの</p> <p>二 禁錮以上の刑に<u>処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に<u>処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>四 第18条の19第1項第二号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して<u>2年を経過しない者</u></p>	<p>一 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として<u>内閣府令</u>で定めるもの</p> <p>二 禁錮以上の刑に<u>処せられた者</u></p> <p>三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に<u>処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しない者</u></p> <p>四 第18条の19第1項第二号若しくは第三号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して<u>3年を経過しない者</u></p>
<p>p.19 「③幼稚園教諭免許状の有効期間」</p>		<p>削除。 2022（令和4）年7月に教員免許更新制が廃止されたことにより、有効期間はなくなりました。</p>
<p>p.130 「②免許状更新講習とは」</p>		<p>削除。 2022（令和4）年7月に教員免許更新制が廃止されたことにより、免許状更新講習は廃止されました。</p>